

令和8年度 学校の部活動に係る活動方針

1. 部活動の取組方針

部活動は学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行い、その活動を通じて、楽しさや喜び、達成感などを味わい、学校生活に豊かさをもたらす活動と考える。

また、生徒の能力に応じた技能・記録・成果の向上をめざすとともに、生徒が互いに協力し、友情を深める等、好ましい人間関係を育み、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を養うことをめざして活動を行う。

2. 指導について

(1)部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。

(2)適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

3. 休養日と活動時間

【休養日】

(1)以下の①～⑤を原則とする。

① 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）のうち少なくとも1日を休養日とする。

② 週末の休養日は月当たり2日以上となるように設定する。

③ 週末に大会や発表会および練習試合等に参加する場合は休養日を別日に振替える。

④ 全校一斉定時退庁日（月曜日）はノークラブデーとし、部活動を行わない。

⑤ ノークラブデーや部活動を行わない日（定期考査等）を年間104日以上設定する。

(2)上記（1）の他、休養日として設定していた日に活動が必要となった場合、生徒及び保護者からの理解を得られる範囲で他の日に代替りの休養日を設定する。

(3)長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた取扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。（例：夏季休業中などに連続して1週間程度の休養期間を設ける等）

【活動時間】

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間には準備、片付けや運動の時間は含まないが、安全に留意し短時間で行えるように工夫する。